

させていただきます。外務大臣にも、今日答弁いたしましたが、しっかりと対応をいただくこともお願いをして、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でござります。

私が、冒頭一言申し上げさせていただきます。本日の質疑のために内閣法制局の次長を金曜日の夜に通告をさせていたいんですけども、夕方五時前に通告をさせていたいで、理由にならない理由、そのときのやり取りの紙がございますので、また先生方にもお示しをさせていただきたいと思いますけれども、結果、夜中の二時まで引っ張られまして、最終的には出ていただけないということが理事会で決定されました。

ただ、理事会の中で、議員の質問権に関わる問題であるというようなこともおっしゃってくださいましたので、「さいまして、そうした」と配慮いたしましたが、さいまして、そうしたことに配慮いたしましたが、これは重要な問題であると思いますので、委員会の問題ではなくハウスの問題として、政府に誠実なきちんとした対応を求めるように、説明責任とまた対応を求めるように別途質問主意書を私の方から出させていただくことを冒頭申し上げさせていただきます。

では、質疑に移らせていただきます。

冒頭、会計検査院に伺わせていただきます。

二十五年の決算結果によりまして、外務省は二件、防衛省は六件の不当事項が掲記されていましたことになりますが、両大臣におかれましてはしっかりと職務の監督をお願いしたいと思います。

しかし、この会計検査院が行う検査でございましたけれども、こうしたいわゆる経済的な観点からの検査のほかに、各省庁が、日本国憲法以下、憲法を始めとする法令をしっかりと守っているかといふ合規性の観点からの検査もすることが会計検査院法上の二十条三項の考え方で定められているところでございます。

これにつきまして、かつて私、こちらの決算委員会でこのようないい質問を会計検査院にさせていた

だきました。仮に我が国のどこかの役所が憲法に違反するような支出を行っていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるんでしょうかという質問でござります。これに対しまして会計検査院の院長の方から、仮に憲法に違反する行政の支出があった場合には、合規性の観点から検査対象となり得ると考えておりますという答弁をいたしているところでござります。

この関連で、更に大切なことを確認させていたいと思います。

だきます。会計検査院の院長に伺います。

一般論として、行政の支出が憲法違反か否かは会計検査院が主体的に判断するのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○会計検査院長（河戸光彦君） 一般論といたし

まして、合規性の観点からの検査に当たりましては、関係法令等を所管している府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどした結果、会計検査院として、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされないと判断される場合には、合規性の観点から指摘することもあり得ると考えております。これは、行政の支出が憲法違反か否かについて検討する場合であっても同様であると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

今後の会計検査院の院長の答弁と申しますのは、憲法に違反しているかどうか、その判断を主体的に会計検査院が行うということです。これは当然でございまして、会計検査院は憲法上の独立機関でございますので、法律に基づく合規性の検査に当たりましては主体的に自ら憲法違反か否かについて検討するということでございます。

委員長、この答弁、実はこの決算委員会の歴史、また衆参を通じての委員会の歴史で初めての答弁でござりますので、是非、同僚議員の皆様とともに共有をさせていただきたいと思います。

では、この関連で、こうした答弁も踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。昨年の七月一日の集団的自衛権行使容認をいたしましたいわゆる解釈改憲の問題について質問をさせていただきます。

昨年の七月一日ではござりますけれども、その着手は、政府の中におかれましては、一昨年、まさに平成二十五年の八月の冒頭に、お亡くなりになりましたあの小松長官がいらっしゃってこうした動きが始まり、私も平成二十五年の十一月の二十五日にこの決算委員会で憲法解釈の問題について追及をさせていただいたところでございます。

また、その他いろんな先生方がこうした問題を重ねられておりますので、二十五年の関連として非常に深い問題があるという認識で質問をさせていただきたいと思います。

今日、委員長、させていただく質問は、恐らくこの決算委員会の歴史の中においても、ある意味、私が申し上げるのもなんですが、非常に重要な質疑になろうかと思います。それはなぜかと申しますと、七月一日の集団的自衛権の行使容認の解釈の変更、それは、昭和四十七年見解、今皆様のお手元にカラーで配らせていただいておりますこの昭和四十七年見解を基に行つたということが言われているところでございます。

その内容でございますけれども、これは外交防

衛委員会などで何度も追及をさせていただいて、ここで改めて更に決算委員会で本質的なものをさせていただきますけれども、この昭和四十七年見解、今から四十三年前の昭和四十七年にまさにこの決算委員会に提出をされたものでございます。

何枚かめぐつていただきますと、その当時の内閣法制局の中におけるその起案の原議、これは私は情報公開請求で入手したものでございますけれども、それも付けさせていただいているところでございます。

今まで、集団的自衛権の行使は、昨年の七月一日以前は、憲法の条文を変えない限りできないというふうに国会答弁をされておりました。解釈変更の余地すらない、限定容認も余地すらないといふことでも、平成十六年の有名な秋山法制度局長官の答弁などで具体的に示されているところでござります。つまり、解釈変更の余地すらなく、あらゆる集団的自衛権が、また、憲法の条文を変えない限りできないと言われていたものが、七月一日に、ある日突然できるようになった、その理由の根本が実はこの紙の中に書いてあるわけでございます。まず、それを御説明しまして、皆様と共有させていただきたいと思います。

このカラーの絵でございますけれども、七月一日以降の、七月十四日の衆議院の閉会中審査で公明党の北側先生が掲げられたパネルと同じもので

ございます、衆議院の委員部からいただきましたけれども。

ここに書いてある内容をちょっと御説明をさせていただきますと、上から、これ憲法九条の解釈棄などを行っていると、なので、一見すると、我が国においてその実力の行使という、一切の実力の行使は禁止していられるように見えると。しかし次、三行目でけれども、国民の生存という問題がありますけれども、国民の命に関わるようなことについては、下から二行目の言葉ですけれども、必要な自衛の措置をとることまでは禁じていふとは到底解されない。

次の段落です。しかしながら、だからといって、そういう国民の命を守るための自衛の措置、すなはち戦いですけれども、戦いができるからといって、でも、我が国は憲法前文の平和主義の規定がござります、憲法九条の解釈を拘束する平和主義の規定がありますので、平和主義の憲法なのだから、何でもかんでも戦い、すなはち何でもかんでも自衛のための措置を無制限に認めるということは到底解されない。よって、それができるのは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために必要やむを得ない措置として必要最小限度のものができると。こ

れが憲法九条の七月一日以前の解釈でございました。

ところが、七月一日をもつて安倍内閣は、今申し上げたこの文章を別の読み方ができるという」とに気付いたというふうに言っているわけでござります。それは、二つ目の箱の基本的な論理②というのがございますけれども、赤い文字のスタートのところに「外国の武力攻撃」というのがござります。この外国の武力攻撃、今申し上げましたように、我が国に対する外国の武力攻撃によつて日本国民の生命が根底から覆される場合に、それを守るための必要最小限度のことはできるというふうに当然読めるし、それ以外に読めるはずもないですけれども、実は横畠長官はこのようにおつしやつたんです。外国の武力攻撃というのは裸で書かれています、限定されていません、我が国に対する外國の武力攻撃だけではなくて、我が国の同盟国に対する外国の武力攻撃によつて日本国民の生命が根底から覆される場合、これも含まれるのであると。

分かりやすく申し上げますと、安倍総理が国会で言つているような事例に基づいて申し上げますと、我が国の同盟国であるアメリカに対する外國たるイランの武力攻撃によつて日本国民の生命が根底から覆されるという場合には、我が国は必要最小限度の自衛の措置たるその武力行使ができる、

すなわち集団的自衛権ができるというふうに言つているんです。

皆さん、初めて御理解された方はもうどんでもない」とだというふうに思われると思うんですねけれども、これが実は、もう私、外交防衛委員会で何度も、三回確認させていただきましたけれども、政府のその集団的自衛権行使を解禁した解釈でござります。ここからいろいろ質疑を重ねさせていただきます。

問題は、こうした昭和四十七年見解をこのよう

な読み方をすることが、論理的な整合性あるいは法的な安定性、これは七月一日の閣議決定にもそれは守らなきやいけないと書いてあります、あるいは今までの国会の議論の積み重ね、我々が六年間以上この質疑を通じて政府の憲法解釈、九条解釈を監督し確立してきた、我が国に対する武力攻撃が発生したとき以外に我が国は武力行使をすることができない、それも限定された必要最小限度の正当防衛的な武力行使しかできない、そういう歴代の積み重なってきた考え方には矛盾しないかということを確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人（松永邦男君） お答え申し上げますが、委員の方から御請求がございました情報公開請求に対しましての当局が持つておりました文書は、情報公開で開示をいたしましたものだけです。

○小西洋之君 ありがとうございました。

今の中の答弁は、この四十七年見解を作つた当時から、法制局が今所有している文書というものは、このお付けしている起案のものと、あとワ

をいただきました。私の情報公開請求は、昭和四十七年当時、昭和四十七年当時にこの昭和四十七年見解を作つたときの内閣法制局にある全ての資料、また、作るときに内閣法制局が入手することになった全ての資料を提出して、情報公開請求して、くださいといつて、結果、この起案の文書とこれをワープロ打ちした文書が出てきましたけれども、それ以外の文書は法制局の中にはないという理解でよろしいですか。

○委員長（小坂憲次君） 答弁指名はいたしますが、小西委員にお願いを申し上げます。

私も耳をそばだてているつもりなんですが、大変小西委員の御質問は早口の部分がございまして、議事録を起こす都合もござりますので、できるだけはつきりおっしゃつていただけると重要な問題が把握しやすいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○政府参考人（松永邦男君） お答え申し上げますが、委員の方から御請求がございました情報公開請求に対しましての当局が持つておりました文書は、情報公開で開示をいたしましたものだけです。

一プロ打ちのこの文書、手書きの文書を起こした
ワープロ打ちの文書だけであるという」とで、「さ
います。

そうすると、この四十七年見解を、この「外
国の武力攻撃」という言葉がありますけれども、
これを、当然我が国に対する外国の武力攻撃と読
むのが当たり前なんですけれども、これを同盟國
に対する外国の武力攻撃と読んでいいか判断する
ことをいろいろな工夫をしてやらなければいけな
いのでございます。

その工夫として、今皆様にお配りをさせていた
だいていますが、この昭和四十七年見解を作る
契機になつたこちらの決算委員会の議事録でござ
います。

横畠法務局長官に伺います。

今、議事録でございますよね、真田次長答弁と書
いた。一枚めくつていただきますと、吉國長官答
弁というのがございますけれども、これが昭和四
十七年九月の十四日でございます。昭和四十七年
の九月の十四日で、当時の水口議員とおつしやる
方が、政府の集団的自衛権と憲法の見解について
文書で提出して下さいというふうに、この議事
録の最後に付けていますけれども、その要求に対
して、その二週間後でございますけれども、起案
に日付がありますけれども、昭和四十七年の十月
の五日に起案をして七日に、たつた二日で決裁し

た。私もかつて役所でこういうことをさうのさらと
やつていましたけれども、四十七年見解が非常に
物々しいものだというふうに政府の皆さんには説明
されておりますけれども、まあ言うと普通の政府
見解ですよね。それを今から証明をさせていただ
きます。

法務局長官に伺います。四十七年のこの吉國長
官答弁、更にその上に、この四十七年見解が国会
に提出される約半年前ですけれども、四十七年の
五月の十二日、当時の真田法務局次長でございま
す、こういうこともあるので今日次長を要求して
いたんですけども、真田法務局次長がまさに水
口先生から当時質問をされたその議事録でござい
ます。

横畠長官に伺います。七月一日、あなたは新し
い憲法解釈の変更を容認する際に、この二つの議
事録、昭和四十七年五月十二日の真田次長に対す
る水口先生の質疑、また吉國長官に対する昭和四
十七年九月十四日の水口先生の質疑についての議
事録を精査されていましたか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） もとより、過
去の国会における議論というのは精査した上での
検討でございます。

○小西洋之君 では、長官に重ねて伺います。精
査されたとおつしやいましたので、じゃ、吉國長
官のその質疑のやり取りの中に、いわゆる今回長

官がお認めになった限定容認、限定された集団的
自衛権ですね、国民の生命などが根底から覆され
る、明白な危険という余計な要件も付けています
けれども、覆される場合に、それを守るための集
団的自衛権は可能であるわけがないというような
法理を長官が示されている、そういうやり取りが
あるということを御存じですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） どの部分を意
識してのお尋ねかは定かではありませんけれども、
先ほど御紹介いただきました昭和四十七年政府見
解の基本的な理論の中で、「外国の武力攻撃によ
つて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底
からくつがえされるという急迫、不正の事態に対
処し」という、そういう場合についての一定の
武力の行使というものは憲法九条の下でも許容さ
れているというのが昭和四十七年当時の基本的な
論理でございます。

当時におきましては、それに該当する場合とし
ては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に
限られるという認識に立つておりましたので、当
時の議論はそのようなものになつてていると思いま
す。

○小西洋之君 長官はこのようにして時間を稼ぐ
ようなことを一生懸命毎回されるんですけれども、
分かりました、じゃ、早速その長官の答弁の内容
について質問を重ねていただきます。

この議事録、真田次長答弁と書かれたものから、下にマジックで真ん中にページを付させていただいているけど、五ページをお開きいただけますでしょうか。

ちょっと時間が押してまいりましたのでポイントを押させていただきますけれども、この五ペー

ジに黒線を引つ張させていただいておりますのは、先ほど申し上げました七月一日以前の憲法九条の解釈でございます。一段落から二段落目ですけれども、「日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいる」ということを放置するというところまで憲法が命じておるものではない」。次ですけれども、黒いところ、「いよいよぎりぎりの最後のところでは、この國

士がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない」、「その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだ」。で、真ん中ですけれども、ちょっと太めの線ですね。「国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない」。更に飛ばして太いところですね。「その非

常に緊密な関係に、かりにある国があるといったましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になつて、侵略が发生了いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのと

ころだという説明をいたしておりますわけですが、そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。」といふことを言つているところでございます。

これが本来の憲法九条の正しい解釈でござります。

じゃ、次をおめくりいただけますでしようか。

この吉國長官と水口先生の質疑というのは実はただの質疑ではございませんで、まさに今回安倍内閣が解禁した他衛かつ自衛、自衛のための他衛である集団的自衛権、それがあり得るのかという

ことを実は水口先生は繰り返し繰り返し吉國長官に質問をされているところでございます。

横畠長官、今私が申し上げました、水口先生は正当防衛たる集団的自衛権があり得ると、そういうことがあり得るのかということを長官に繰り返し重ねて質問されているんですけれども、そういう質疑であることを御存じですか。イエスかノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 具体的な箇所を御指摘いただきたいと思います。

○小西洋之君 今の長官の答弁が、今回、解釈変更に当たりまして内閣法制局は、国家安全保障局、今日お役人いらっしゃっておりますけれども、政府の方、六月三十日にその閣議決定の最終案文だ

けを提出をして、内閣法制局に、で、内閣法制局は翌日の午前中の七月一日に電話で意見はあります。せんと言つただけだということがもう国会質疑等で明らかになつておりますけれども、全く何の審査もしていないわけでございます。つまり、四十七年見解を作つた、承認した当時の内閣法制局長官が、自衛かつ他衛の集団的自衛権はあり得るのかという質問を重ねて受けて、そんなものはありませんという答弁をひたすらなさつてゐる。それを受けた一週間後に作られたのが昭和四十七年見解でございます。それをこれからお示しをさせていただきたいと思います。

この七ページ、ひっくり返して七ページを御覧いただけますか。七ページです。

議事録は非常に深い内容ですのでつまびらかに御説明できませんが、七ページの下の三段落目のところの太い下線でございます。「わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやる」ということは、どうしても憲法九条を、「次です、「いかに読んでも読み切れないといふこと、平たく申せばそういうことだらうと思います。」憲法九条をいかに読んでも読み切れないと、そういう他国防衛の武力行使というのはできないと言つてゐる長官ができるような四十七年見解を作るわけがございませんので、たまたま、四十七年見解のこのカラーの紙のこの外国の武力

攻撃という前に我が国に対する外国の武力攻撃といふ限定がないことに付け込んで、この昭和四十七年見解を自分たちの御都合のいいように、集団的自衛権ができるように読み替えるというのは、法令解釈としては、そのことは絶対やつてはいけない暴挙でござります。

もう長官、楽になられたらいいと思います。両大臣ももう四回目でございますので御理解いただきたいと思いますけれども、また今日は質問を後でさせていただきますけれども、もう「こういうことをしてはいけないです。もうこれはもたないです。」

前回も、外交防衛委員会でも申し上げましたけれども、仮にゴールデンウイーク明けに安保法制を強行されても、強行というのはあれですけれども、与党の皆さんのが最後採決をされても、私は、将来、必ず違憲訴訟が起きますので、最高裁判決でその合憲判断を阻止するために国会議員としてこうして今、議事録を刻まさせていただいているところでございます。先生方、本当に尊敬する保守の政治家でございますので、どうか皆様の力でこうしたことを止めさせていただきたいというふうに思います。

では、今申し上げました自衛かつ他衛が否定されているということでございますけれども、その次の線を読んでいただけますか。「わが国が侵略

をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるときに、この自國を防衛する

ために必要な措置をとるというの、憲法九条でからうじて認められる自衛のための行動だというところでございまして、他国の侵略を自國に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他

国が侵略されたのに対し、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第九条では容認してはおらない」ところであるというふうに言つておるところでございます。

じゃ、ちょっと次の、六ページの方にお戻りいただけますでしょうか。いろんな点を確認をしなければいけないんすけれども。

ちなみに、この今の議事録、長官の議事録と、あと先ほど申し上げました真田次長の議事録を読んでいただきますと、まさにこの議事録に出てくる言葉で昭和四十七年見解が作られたということが大変分かりやすく理解をされるところでござります。

一番上に、「少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。」という言葉がござります。この昭和四十七年見解のこのカラーペーパーの紙の第一段にある「自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」というのは、最高裁判決と軌を一にしている

でいるところでござります。

では、その左の黒線のところですけれども、最高裁ではそのように言つているんだけれども、最高裁は個別的自衛権も集団的自衛権も認めておりませんので、日本国が無防備、無抵抗ではないと、何らかの自衛の措置ができるということしか言つておりますんで、じや、その日本は何ができるんだというところですけれども、黒いところです、今申し上げました、「日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならぬといふところまで命じておるものではない。」ということですね。つまり、これ以外の集団的自衛権の局面といふことはできないというわけでございます。

更に左の方に行つていただいて、「そういう説明をいたしましたと、おのずからこの論理の帰結」、論理の帰結です、憲法九条解釈の、「論理の帰結」として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないうことになるというものが私どもの考え方だというふうに言つております。

その更に左下のこの吉國長官、私が丸でぐるぐるしているところでござりますけれども、初め、憲法の前文の平和主義を引用します。この昭和四

十七年にも、先ほど申し上げました、我が国は自衛の措置ができるんだけれども何が何でもできるわけではない、なぜなら、それは平和主義の制限に服するからということが四十七年見解に書かれておりますけれども、平和主義の言及があるところでございます。

そこから左の部分というのは、先ほど申し上げました、我が国に対する外国の侵略があつた場合に、それをすることだけは憲法十三条などを根拠に必要最小限のことができるんだということを書いているんですけども、ずっと左に行つて、左側の太い線のところですね、書いてあります。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。」というふうに言つております。まさに昭和四十七年見解の有名な言葉ですね。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある、まさにこの場合ですね、この場合に、我が国が許容される必要な自衛権が認められるんだと言つているんですね。けれども、その方が鉛筆でさらさらさらと書いたものなんですけれども、私も政府の役人の経験がるものを作るとときは、長官や次長の答弁、あるいは、このまさに水口先生の要求に対して政府の見

解を示すわけですから、そうしたその直前の議事録の言葉などを正確に引用するというのはよく理解できることでございます。

次でございます。「くつがえされるおそれがある。その場合に、「次です、「自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、」というのが憲法第九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利といふことばを用いるまでもなく、「集団的自衛権はそれはできない」ということは言われているところでございます。

横畠長官に伺います。横畠長官がお認めになつた七月一日の新しい憲法解釈というものは、国民の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある、まさにこの場合ですね、この場合に、我が国が許容される必要な自衛のための措置としてそういう限定的な集団的自衛権が認められるんだと言つているんですね。けれども、そうではないと。まさに日本に対する武力攻撃が発生した場合に、それを守るためのそういう局面のことしか駄目であると。そのことを、次ですね、「憲法第九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底でございます。」と言つていますね、論理の根底。その論理から申し上げますね、論理から申し上げます。そこで、集団的自衛権は一切認められないと言つていいわけでございますけれども。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　この度の新三要件につきましては、御存じだと思いますが、第一要件といつしまして、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることとし、第二要件といつしまして、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないことと明記しております。さらに第三要件として、必要最小限度の実力行使にとどまるべきものとしております。

すなわち、この新三要件の下で容認されます武力の行使、自衛の措置といいますのは、あくまでも我が国を守るため、我が国と国民を守るための措置でございます。

そこで、先ほど御指摘のございました、七ページにあります他国の防衛までもやるということではもちろんございませんし、他国の侵略を自國にに対する侵略と同じように考えて対処するというも

のでも、アリヤーません。

○小西洋之君 全く私の質問に答えてないですね
吉國長官がおっしゃっているのはまさにこのとおりなんですよ。憲法九条の解釈の論理、その根底もう全てにおいて、我が国は我が国に武力攻撃が発生したとき以外に武力の行使はできないと言つてゐるんですよ。ところが、それ以外のことを、このまさに四十七年見解を作られた吉國長官のいうお考えを完全に無視をして、それ以外の、我が国が武力攻撃を受けない状況で我が国が武力行使をする集団的自衛権ができるということを生み出しているのは、明らかに憲法違反の解釈変更であるというふうに指摘をさせていただきます。
重ねて申し上げます。次の七ページですね。横畠長官が今言い訳を使いました。横畠長官が私の論理的な質問に対して論理をもつて返していなのは、それは論理破綻で憲法違反であるといふとを同僚委員の皆様、また国民の皆様、将来の最高裁判事の皆様に御理解いただきたいと思います。
七ページで、横畠長官が読み上げる前に先ほど私が言いました、「わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない」ということ、平たく申せばそういうことだらうと思ひます。」というふうに言つてゐるわけでございます。読んでも読み切れないものな

国の武力攻撃というのは、我が国に対するという意味でしかないんですね。それを別の意味で読むというのは許されないことなんですね、ということを指摘をさせていただきたいと思います。

また六ページに戻つていただきまして、もう一つ大事なことを指摘をさせていただきます。

横畠長官はこういうふうに言つんですね。いや昭和四十七年当時は我が国に対する武力攻撃が発生していない状況、例えばアメリカといつた同盟国に武力攻撃が発生して、それによつて我が國の国民の生命が根底から覆される、そういう事実の認識はなかつたんですけど。なかつたんですけど、のようなことを言つてゐるんですけども、そういう

吉國長官は、いや、そういうことじやないんです
よと。そういう政策論みたいな話をしているわけ
ではないんです。つまり、政策論というのは、事
実をどのように認識するかという、その立法事実
に、法律論との橋渡しは立法事実になりますけれ
ども、政策論というのはまさに事実の認識のことこ
ろでありますので、そんな話ではないんです、論
理なんですね。論理によつて我が国の、憲法九条
においては、次のページでござりますけれども、
「自衛のための措置」というのは、「集団的自衛
のための行動はとれない」と、これが、最後の一
番下の太い線です、「憲法第九条の法律的な憲法
的な解釈」であるというふうに言つてゐるわけで
ござります。

う事実の認識ではないと。どういう事実の認識を持とうが、憲法九条解釈の論理的な帰結として、いわゆる我が国に武力攻撃が発生した、そういう個別的自衛権しか認められないということもはつきり吉國長官はおっしゃっています。それが六ページの下のところです」ざいます、一番下、「政策論」と「論理」というふうに線を引かさせていただいておりますけれども。

先ほど申し上げましたように、この水口先生といふ方は、正当防衛の集團的自衛権というのがあるんだろうと、まさに自衛かつ他衛の集團的自衛権があるんだろうという質問をしているんですね

二ページというところをお開きいただきまして、真ん中の太い線のやや左下に、「その他国がわが国とかりに連帶的関係にあつた」というんですが、この連帶的関係というのは、後で御確認いただきたいんですけども、この鉛筆書きの起案では初め連帶関係と書いてあるんですけれども、これを密接な関係というふうに変えているんですね。まさにその直前の質疑などで内容を参考にした一つの証拠になるというふうに考えさせていただきたいと思います。

その二ページの下でございますけれども、「一口に自衛のためには武力を行使してもいいんだといふうには申しておらない」と。つまり、自衛のためでできるというわけじや、自衛の名の下でできるというわけではないんですよ。次ですね、「三要件のもとにおいてのみ許される」。第一要件がかなわない限りは我が国は武力行使はできないということを言つておるわけでござります。

その次の二ページをおめぐりいただけますでしょうか、ひっくり返していくだけまでしようか。太い線のところでございますけれども、「毛頭考えておりません」というのが一番最後に書いてありますね。そういう集団的自衛権の可能性だというようなことはもう毛頭考えていないというふうに言つておるところがござります。さらに、「」の二ページの一番下の、これ水口先

生の部分でございますけれども、水口先生の部分、先ほどから申し上げている内容が書いてあります。「たとえ集団的であろうと個別的であろうと、あなたの方の解釈」、これ実は法制局の解釈を水口先生がちょっと間違えているところもあるんですね。けれども、正当防衛の考え方について、集団的自衛権の国際法上の正当防衛の考え方について間違えているところもあるんですけれども、次です、「日本の安全が直接脅かされたような状況、こういう場合に当然固有の権利として持つておる自衛権を発動し、つまり集団的自衛権ができるんじゃないですか」というふうに言つています。

それに対して、その下の太い線のところでございますけれども、「わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるか」、それは、更に太い線、「自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許される」で、次ですね、「その結果の結果」、あくまで論理的に導かれるその旧三要件、我が国に武力攻撃が発生した場合しかできないことになると思いませんけれども、最高裁判決で私は間違いく違憲判決が出ると思います。また、これから安保国会の中でもこうした質問をあらゆる議員がすることになります。到底もつとは思えません。日本の国益を守るために、外務大臣として訪米を止める、そういう御提案をなさる考えはござりますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、先ほど來の議論を聞いておりまして、また、今まで外務防衛委員会等様々な委員会におきまして委員の質疑、拝聴しておりました。過去の議事録等も丹念に読

ております。今申し上げました、つまり第一原則ですね、第一要件があるので、「第一原則でござりますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られる」、つまり第一原則が全てなんだと書いていますから、この四十七年見解の「外国の武力攻撃」というのは、第一原則でいるわけですね。そうすると、この四十七年見てある我が国に対する外国の武力攻撃というふうに読みなればいけないわけでございます。

岸田大臣、安倍総理が今度訪米をされるということになると、この議事録を是非皆様、お読みいただきたいんですけども、もうどこを読んでも七月一日の閣議決定を否定する論拠ばかりでござります。

岸田大臣に最後、伺わせていただきます。

岸田大臣、安倍総理が今度訪米をされるということになると、この議事録を是非皆様、お読みいただきたいんですけども、最高裁判決で私は間違いく違憲判決が出ると思います。また、これから安保国会の中でもこうした質問をあらゆる議員がすることになります。到底もつとは思えません。日本の国益を守るために、外務大臣として訪米を止める、そういう御提案をなさる考えはござりますでしょうか。

み込む、こうした真摯な態度には心から敬意を表し申し上げます。

その上で一言申し上げるならば、委員のお示しいただきましたこの四十七年の政府見解の資料をちょっと使わせていただきますと、基本的な論理は、国民の生命、自由及び幸福追求の権利、これを守るためにやむを得ない措置、そして必要最小限の限度の範囲内においては日本国憲法は禁じてはいるというものではない、これが基本的な論理です。この論理にこの四十七年の当時の状況を当てはめたならば、ここにありますように、他国に加えられた武力攻撃は認められない、こういった帰結になる。この帰結に基づいて答弁が行われているわけですから、この答弁、幾らこれを指摘してもまさに委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、我々今議論しておりますのは、この基本的な論理に今現在の状況を当てはめた場合に、安全保障環境が変わり、容易に国境を越えてくる脅威も発生し、新たな脅威も発生する、している、こういった安全保障環境の変化、これをこの基本的な論理に当てはめると、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るために、もちろん三原則しつかり守った上で認められる措置、この中に集団的自衛権の一部も含まれる、こういった議論をしているわけです。

この整理をした上で議論しませんと、これいつまでたつても何か平行線に終わってしまうのではないか、このように思えてなりません。
そして、総理の訪米につきましては、これは日米関係においても、あるいは戦後七十年を迎えて……

○委員長（小坂憲次君） 時間が終了いたしております。

○國務大臣（岸田文雄君） 国際社会において大きな貢献をする意思を示すためにも大変重要な訪米だと考えております。是非訪米を成功させるべく努力をしていきたいと考えます。

○委員長（小坂憲次君） 時間が終了いたしております。小西洋之君、時間が終了しておりますので、発言は控えてください。

○委員長（小坂憲次君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤嘉隆君が委員を辞任され、その補欠として田城郁君が選任されました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。
岸田大臣、また中谷大臣、よろしくお願ひいたします。

今月二十七日から、N.P.T、核拡散防止条約、こちらの運用検討会議が開催されます。岸田外務大臣御出席とお伺いをしております。私からは、

この問題も絡めまして、核、また軍縮、さらには不拡散の政策のこれまでの在り方、外交・安全保障の観点からの検証をした上で、可能であれば、今後どのような在り方がいいのかというのを御議論できればというふうに思っております。

まず、今、世界の核管理ということで、直近に関心非常に高まっているところはイランの核合意であるかと思います。こちらについて、内容と課題、御説明をいただければと思います。

○副大臣（城内実君） お答えいたします。

先般、ローザンヌにおきまして、EU3プラス3、すなわちアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国とイランとの間でいわゆる包括的共同作業計画の主要な要素について合意に至り、今後、六月末を目指して最終合意に向けた交渉が行われております。

今般のこの合意後に発表されましたモグリーニEU上級代表とイラン・ザリーフ外相との間の共同声明によりますと、イランによるウラン濃縮等の制限、IAEA追加議定書の暫定適用等につき合意に至ったというふうに承知しております。いずれにしましても、最終合意に向けて引き続き交渉が行われております。

国際不拡散体制強化の観点から、また中東地域の安定のためにも、イランの核計画が専ら平和的な性質のものであることを査察等により検証する